

屋久島町結婚新生活支援事業補助金に係るチェックシート

【補助対象要件確認事項】

チェック欄	対象要件(下記のすべてに該当していること)
☐	事業実施年度の前年度1月1日から事業実施年度末までの間に婚姻届を受理されている。
☐	婚姻時にご夫婦ともに満39歳以下である。
☐	ご夫婦の所得の合計が500万円未満である。(婚姻日時点で最新年度の所得証明書が基準)
☐	ご夫婦ともに、取得又は賃借した屋久島町内の住宅に現に居住し、住民登録している。
☐	ご夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
☐	ご夫婦のいずれもが暴力団員等でないこと。
☐	ご夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。 (他自治体での補助を含む。)
☐	補助金交付決定の日から、夫婦共に5年以上本町に定住する意思があること。

【資格認定申請に係る確認事項】

チェック欄	提出書類(申請時にすべて書類が揃っているかご確認ください。)
☐	屋久島町結婚新生活支援事業資格認定申請書(別記第1号様式)
☐	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
☐	世帯全員の住民票の写し
☐	世帯全員の所得が分かる書類(所得証明書等)※婚姻日時点において最新年度の所得証明書
☐	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
☐	町税等の滞納がないことが分かる書類
☐	定住に関する誓約書(別記第2号様式)
☐	その他() ※提出する必要がある場合のみ

【補助金交付申請に係る確認事項】← 資格認定通知後

チェック欄	提出書類(申請時にすべて書類が揃っているかご確認ください。)
☐ 【共通して必要な書類】	
☐	屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(別記第5号様式)
☐	アンケート
☐ 【住居費における購入の場合】	
☐	売買契約書又は建物請負契約書の写し
☐	取得費用の領収書等の写し
☐	その他() ※提出する必要がある場合のみ
☐ 【住居費における賃貸借の場合】	
☐	賃貸借契約書の写し
☐	住宅手当支給証明書(別記第6号様式)※該当する場合のみ
☐	家賃、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の支払ったものが分かるもの(領収証、または口座引き落としの場合は通帳など)の写し
☐	その他() ※提出する必要がある場合のみ
☐ 【引越の場合】	
☐	引越しに係る領収書の写し
☐	その他() ※提出する必要がある場合のみ
☐ 【住宅をリフォームした場合】	
☐	住宅のリフォーム契約書等(契約書・請書)の写し
☐	住宅のリフォーム費用に係る領収書の写し
☐	その他() ※提出する必要がある場合のみ

【補助金交付請求に係る確認事項】

チェック欄	提出書類(申請時にすべて書類が揃っているかご確認ください。)
☐	屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(別記第 11 号様式)
☐	振込口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカード等の写し)
☐	別添「アンケート」